

広島県告示第三百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、広島県立総合技術研究所農業技術センターの生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。
平成三十年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	公益社団法人東広島市シルバー人材センター
委託した年月日 （委託期間）	住 所	東広島市西条栄町九番一八号 平成三〇年四月一六日 （平成三〇年四月一六日） 平成三一年三月三一日